

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### ◇ 告 示

ページ

- 北九州広域都市計画地区計画の変更【都市戦略局計画部都市計画課】2
  - 指定管理者の指定【産業経済局総務政策部産業政策課】3
  - 放置自転車の移動及び保管【都市整備局道路部道路維持課】4
- ◇ 上下水道局
- 排水設備指定工事店の指定の取消し【上下水道局下水道部下水道保全課】9

北九州市告示第469号

都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第21条第2項において準用する法第19条第1項の規定により北九州広域都市計画を変更したので、法第21条第2項において準用する法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により法第14条第1項に規定する図書を公衆の縦覧に供する。

令和6年12月18日

北九州市長 武内和久

1 都市計画の種類

地区計画

2 都市計画の名称及び区域

名称	区域
舞ヶ丘地区地区計画	北九州市小倉南区舞ヶ丘一丁目、舞ヶ丘二丁目、舞ヶ丘三丁目、舞ヶ丘四丁目、舞ヶ丘五丁目、舞ヶ丘六丁目及び大字横代地内

3 縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市都市戦略局計画部都市計画課

北九州市告示第470号

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年北九州市規則第34号）第8条の規定により、北九州市立商工貿易会館の指定管理者を次のとおり告示する。

令和6年12月18日

北九州市長 武内和久

指定管理者に指定した者		指定する期間
名称	住所	
北九州商工会議所	北九州市小倉北区紺屋町13番1号	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで

北九州市告示第471号

北九州市自転車の放置の防止に関する条例（平成元年北九州市条例第8号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により放置自転車を移動し、保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和6年12月18日

北九州市長 武内和久

- 1 移動し、保管した自転車が放置されていた場所、移動し、保管した自転車の台数、移動し、保管した年月日並びに保管及び返還を行う場所  
別表のとおり
- 2 返還事務を行う時間  
月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで  
土曜日 午後1時から午後5時まで  
ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び令和6年12月30日から令和7年1月3日までの日は、返還事務を行わない。
- 3 問合せ先  
北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市都市整備局道路部道路維持課（電話 093-582-2274）
- 4 返還を受けるために必要な事項  
自転車の返還を受けようとする者は、自己の住所及び氏名並びに当該自転車の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。
- 5 その他  
この告示に係る自転車について、この告示の日から起算して3月を経過しても利用者等が当該自転車を引き取らない場合は、北九州市において処分する。

別表

移動し、保管した自転車が放置されていた場所	移動し、保管した自転車の台数	移動し、保管した年月日	保管及び返還を行う場所
JR小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	7台	令和6年1月6日	北九州市小倉北区青葉二丁目1番
	14台	令和6年1月14日	青葉自転車保管所

	1 台	令和 6 年 1 1 月 2 2 日	
J R 西小倉駅周辺地区自 転車放置禁止区域	6 台	令和 6 年 1 1 月 2 6 日	
J R 南小倉駅周辺地区自 転車放置禁止区域	1 台	令和 6 年 1 1 月 1 8 日	北九州市小倉南区下 城野一丁目 1 番 下城野自転車保管所
	1 台	令和 6 年 1 1 月 2 1 日	
小倉北区自転車放置禁止 区域外	3 台	令和 6 年 1 1 月 5 日	
	2 台	令和 6 年 1 1 月 1 3 日	
	3 台	令和 6 年 1 1 月 1 4 日	
	2 台	令和 6 年 1 1 月 1 5 日	
	2 台	令和 6 年 1 1 月 1 8 日	
	1 台	令和 6 年 1 1 月 1 9 日	
	2 台	令和 6 年 1 1 月 2 1 日	
	2 台	令和 6 年 1 1 月 2 6 日	
モノレール徳力嵐山口停 留所周辺地区自転車放置 禁止区域	2 台	令和 6 年 1 1 月 1 2 日	
小倉南区自転車放置禁止 区域外	3 台	令和 6 年 1 1 月 5 日	
	3 台	令和 6 年 1 1 月 7 日	
	3 台	令和 6 年 1 1 月 8 日	
	3 台	令和 6 年 1	

		1月11日	
	5台	令和6年1月12日	
	1台	令和6年1月13日	
	2台	令和6年1月14日	
	3台	令和6年1月15日	
	3台	令和6年1月18日	
	2台	令和6年1月19日	
	3台	令和6年1月20日	
	2台	令和6年1月21日	
	1台	令和6年1月25日	
	1台	令和6年1月26日	
	2台	令和6年1月28日	
J R 若松駅周辺地区自転車放置禁止区域	1台	令和6年1月19日	北九州市戸畑区三六町13番
若松区自転車放置禁止区域外	1台	令和6年1月5日	三六自転車保管所
	2台	令和6年1月12日	
	1台	令和6年1月18日	
J R 八幡駅周辺地区自転車放置禁止区域	3台	令和6年1月13日	北九州市八幡西区大字藤田2319番6
J R スペースワールド駅	6台	令和6年1	藤田自転車保管所

自転車放置禁止区域		1月13日	
八幡東区自転車放置禁止区域外	1台	令和6年1月6日	
	1台	令和6年1月14日	
J R 黒崎駅周辺地区自転車放置禁止区域	8台	令和6年1月7日	
	1台	令和6年1月29日	
J R 折尾駅前周辺地区自転車放置禁止区域	6台	令和6年1月15日	北九州市八幡西区長崎町2番 長崎町自転車保管所
八幡西区自転車放置禁止区域外	1台	令和6年1月1日	北九州市八幡西区大字藤田2319番6 藤田自転車保管所
	2台	令和6年1月5日	
	1台	令和6年1月6日	
	1台	令和6年1月8日	
	3台	令和6年1月15日	
	1台	令和6年1月19日	
	1台	令和6年1月20日	
	1台	令和6年1月21日	
	3台	令和6年1月27日	
	2台	令和6年1月28日	
J R 九州工大前駅周辺地区自転車放置禁止区域	6台	令和6年1月11日	北九州市戸畑区三六町13番

J R 戸畑駅周辺地区自転車放置禁止区域	2 台	令和 6 年 1 月 2 0 日	三六自転車保管所
戸畑駅周辺地区自転車放置禁止区域外	1 台	令和 6 年 1 月 8 日	
	1 台	令和 6 年 1 月 2 2 日	

北九州市上下水道局告示第41号

北九州市下水道条例施行規程（平成24年北九州市水道局管理規程第37号）第10条第1項第1号の規定により、次のとおり排水設備指定工事店の指定を取り消した。

令和6年12月18日

北九州市上下水道局長 持山 泰生

指定番号	工事店名 代表者	所在地	取消年月日
6616	白石設備 白石信太郎	八幡西区光貞台一丁目 11番1号	令和6年12月9日